

お客さまフォロー ハンドブック

11 契約者貸付

〈2026年1月版〉

契約者貸付

概要

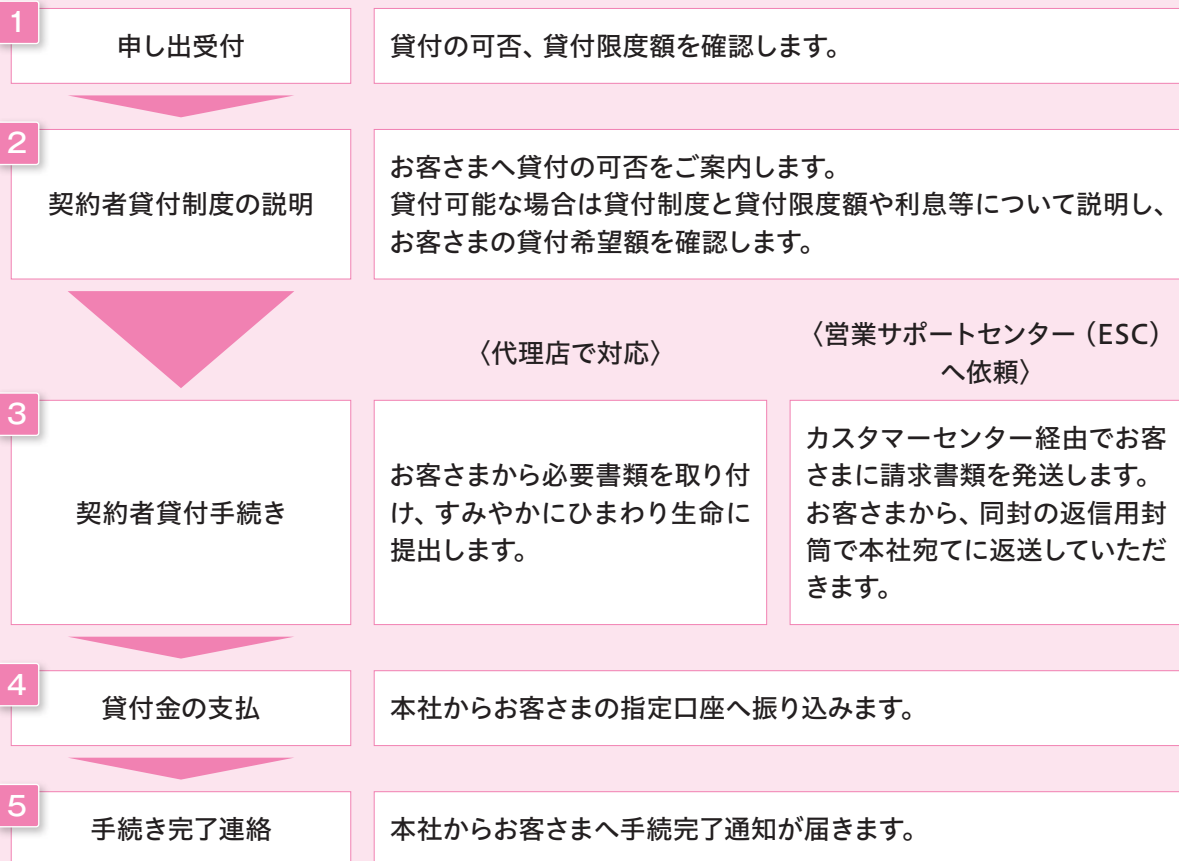
- 契約者貸付は、契約者が希望する場合、解約返戻金の一定の範囲内で貸付する制度です。貸付金に対し、利息が発生することをあらかじめお客さまへご説明ください。
- 原則として、お客さまからカスタマーセンターに直接ご連絡いただきますが、代理店経由で手続きを依頼された場合は、以下の内容を十分に確認のうえ手続きを行ってください。
- 契約者からカスタマーセンターへの直接のお電話で依頼を受け付けます。またLINEでの請求でお手続きが完了します。
- なお、貸付金の返済はいつでも可能です。

関連資料

- 【取扱規定】6. 契約者貸付・契約者貸付返済 (SOMPOひまわり生命契約)
7. 契約者貸付・契約者貸付返済 (旧日本興亜生命契約)

1. 契約者貸付の手順

事務フロー



2. 具体的な対応方法

1 申し出受付

契約者貸付のお申し出を受けたら、ひまわりオンラインにて手続きの可否、貸付限度額について確認します。

2 契約者貸付制度の説明

お客さまへ貸付の可否をご案内します。貸付可能な場合は契約者貸付制度と貸付限度額や利息等について説明します。

以下の事項についてお客さまに説明し、十分にご理解いただくことが必要です。

お客さまへの説明ポイント

1. 配当金の引き出しなどと違って解約返戻金を担保に貸付を行うため、貸付金元金に対して利息が発生します。
2. 貸付金は返済が必要です。
返済を行わずに、貸付金元本と利息の合計が解約返戻金額を超過した場合は、契約が失効します（オーバーローン失効）。保険金支払時や返戻金の支払いが発生する異動手続きの際、貸付金残高がある場合に支払金額から相殺します。
3. はじめて契約者貸付制度をご利用の際、「契約者貸付制度申込書」ごとに200円の印紙税がかかります。

契約者貸付制度の説明を行ったうえで、お客さまの申込み意思が確定した場合は貸付希望額を確認のうえ **3** へ進みます。

3 契約者貸付手続き

すみやかに以下いずれかの対応をします。

① 契約者からのカスタマセンターへの直接のお電話、またはLINEでのお手続き

以下の条件を満たす場合には契約者からの直接のお電話で依頼を受け付けます。またLINEでの請求で手続きが完了します。(請求書類の提出は不要)

海外渡航中の方は電話やLINEのお手続きでの契約者貸付はお受けできません。

[受付条件]

- ① 契約者本人による電話
- ② 個人契約(個人事業主を含む)
- ③ 支払金額300万円以下(証券単位)かつ支払口座は保険料振替口座に限る
- ④ 口座振替契約かつ保険料振替口座は契約者本人名義に限る
- ⑤ 初期災害保障低解約返戻金型増定期保険でないこと

② お客さまから必要書類を取り付け、ひまわり生命へ提出する

必要書類は以下のとおりです。

SOMPOひまわり契約は、「契約者貸付制度申込書」「契約者貸付請求書」をひまわりオンラインで印刷します。旧日本興亜生命契約は、複写式の「契約者制度申込書」「契約者貸付請求書」を用意します。旧日本興亜生命契約で試算書をお渡しする場合は、「ひまわり掲示板>営業支援>営業推進」に格納されている試算書ツール(貸付)で作成してください。

③ 営業サポートセンター (ESC) へ契約者貸付手続きを依頼する

営業サポートセンター (ESC) からカスタマセンター経由でお客さま宛てに必要な書類を送付しますので、お客さまから同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

■ 必要書類

項目	必要書類
一証券あたりのお貸付金額が500万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約者貸付制度申込書 (1枚目) ※¹ ■ 契約者貸付請求書 (2枚目) ■ 保険証券^{*7} (一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿)
一証券あたりのお貸付金額が500万円超	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約者貸付制度申込書 (1枚目) ※¹ ■ 契約者貸付請求書 (2枚目) ■ 保険証券 (一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿) ■ 契約者の公的書類^{*2}の写し 法人契約は印鑑証明書^{*3}の提出が必要です。
保険証券を紛失しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約者貸付制度申込書 (1枚目) ※¹ 「保険証券等再発行請求」欄もご記入いただきます。 ■ 契約者貸付請求書 (2枚目) 「保険証券等再発行請求」欄もご記入いただきます。 ■ 契約者の公的書類^{*2}^{*7}の写し 法人契約は印鑑証明書^{*3}の提出が必要です。
CRSに基づく居住地国の届出が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定取引に関する届出書【保全用(個人)または(法人)】^{*6}
<p>※¹ はじめて契約者貸付制度をお申し込みの場合に必要です。収入印紙200円を貼付します。収入印紙の貼付がない場合は貸付金額から200円を引いてお支払いします。</p> <p>※² 運転免許証・資格確認書^{*4}・パスポート^{*8}・マイナンバーカード(表面)^{*5}・運転経歴証明書・国民年金手帳^{*4}等</p> <p>※³ 印鑑証明書(発行日から6か月以内の原本または写し)を提出します。</p> <p>※⁴ 「資格確認書」の取扱いについて 写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号(読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む)</p> <p>※⁵ 「マイナンバーカード」の取扱いについて 写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。</p> <p>※⁶ 詳細は取扱規定6. 契約者貸付・契約者貸付返済を参照してください。</p> <p>※⁷ 対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。 ・契約が法人契約でないこと ・支払金額が500万円以下であること ・親権者および後見人等からの請求でないこと ・質権契約でないこと ・対面で契約者の本人確認を実施していること ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名</p> <p>※⁸ 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。</p>	
<p>【記入上の注意】</p> <p>(1) 印鑑 ・ 法人契約の場合は押印が必要です。 ・ 申込書、請求書には同一印を押印いただきます。 ・ 印鑑証明書の提出が必要な場合、申込書、請求書へ実印を押印いただきます。</p> <p>(2) 送金口座 ・ 保険料振替口座または契約者名義口座のみの取り扱いとなります。</p>	

■ 帳票記入例：契約者貸付制度申込書・契約者貸付請求書 (SOMPO ひまわり生命契約)

保険会社提出用

契約者貸付制度申込書 (1 / 2 頁)

SOMPO はじめて契約者貸付制度を申し込む場合は、200円の収入印紙を貼付のうえ消印が必要です。ただし、ひまわりオンラインで印刷した「契約者貸付制度申込書」を使用する場合は、収入印紙の貼付は不要です。

1枚目

1 保険証券番号 全 1 件

2 記入日 XX 年 XX 月 XX 日

3 (フリガナ) ヒマワリ ハナコ (自署)

4 親権者または後见人 向日葵 花子 (契約者との続柄：(親権者)(後见人))

※保険契約者に成年後見人が必要な場合には後見人の同意が必要です。

5 契約者の住所・連絡先 東京都 新宿区 西新宿 X-X

転居時期 転居済 / 転居予定 年 月 日 電話番号 03-9999-9999

変更がある場合は住所を記入します。

2枚目の請求書にもご記入のうえ

未成年の場合の確認欄 (□にチェック)
 契約者は既婚者または18歳以上の有職者です。

作成代理店 受付番号

保険会社提出用

契約者貸付請求書 (2 / 2 頁)

SOMPO ひまわり生命保険株式会社 宛

2枚目

1 保険証券番号 第01234-567号【終身保険】

2 記入日 XX 年 XX 月 XX 日

3 (フリガナ) ヒマワリ ハナコ (自署)

4 親権者または後见人 向日葵 花子 (契約者との続柄：(親権者)(後见人))

5 契約者の住所・連絡先 東京都 新宿区 西新宿 X-X

転居時期 転居済 / 転居予定 年 月 日 電話番号 03-9999-9999

6 契約者貸付金受取方法

※保険料をお払込みいただいている口座以外を指定する場合は、右側の口座欄AまたはBのいずれか一方のみご記入ください。

本契約の保険料引落口座	左記口座以外を指定する場合	A ゆうちょ銀行以外の金融機関	
		種目 普通 / 当座 / 別段 / 口座番号	口座名義人 (カナ) ヒマワリ ハナコ 様
		B ゆうちょ銀行	
		通帳記号 1 / 0 の通帳番号	口座名義人 (カナ) ヒマワリ ハナコ 様

記載内容についてご確認ください。

請求内容
 契約者貸付の請求をします。
 ・請求金額：各契約の最高限度額まで

保険料振替口座以外の振込先を指定する場合のみいずれか一方を記入します。

未成年の場合の確認欄 (□にチェック)
 契約者は既婚者または18歳以上の有職者です。

作成代理店 請求番号 営業店到着日 本社到着日

作成者 (営業店) 受付番号

■ 帳票記入例：契約者貸付制度申込書・契約者貸付申込書（旧日本興亜生命契約）

貸付申込書 旧日本興亜生命専用帳票 [2025年11月改訂] 41 1枚目

申込書を記入した日をご記入ください。

登録の住所や電話番号から変更がある場合のみご記入ください。

申込日 令和××年 9月 1日

〒123-4567 TEL 03-3333-5555

都道府県 市区郡

契約者ご本人が自署してください。

親権者・後見人がいる場合はご本人が自署してください。該当の続柄に○をしてください。

（白署）
親権者 後見人等
生命太郎
（契約者との続柄：〔親権者〕〔後見人〕）

収入印紙 200円

証券再発行を希望される場合は該当する箇所に○してください。

200円の収入印紙を貼付し、消印をしてください。

1. 契約者貸付を希望される場合は、2枚目の「契約者貸付請求書」もご記入ください。
2. 法人契約の場合は、契約者印を押印してください。
3. 同一契約については、必ずこの「契約者貸付申込書」を1枚提出してください。

法人契約の場合は押印ください。印鑑証明書をご提出いただく場合は、印鑑証明書と同一の印を押印してください。
※詳しくは裏面をご参照ください。

後見人が法人の場合は押印ください。印鑑証明書をご提出いただく場合は、印鑑証明書と同一の印を押印してください。

証券再発行を希望される場合は該当する箇所に○してください。

200円の収入印紙を貼付し、消印をしてください。

貸付を申込される証券番号をご記入ください。

契約者貸付に係る約定

1. 保険契約者は、契約者貸付申込書を提出することにより、当社の定める貸付金額を限度とし、その範囲内で反復して貸付金を請求することができます。
2. 貸付期間は1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のないものとさせていただきます。
3. 「利率」は貸付実行日における当社所定の利率とし、貸付日から起算して1年経過の利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しによるものとします。
4. 貸付期間中における「貸増」については、それまでの貸付金元利合計額も含め新利率によるものとします。
5. 「貸付金の交付」は、保険契約者の指定する預金口座に振込みによって送金を行った日を貸付日とします。
6. 保険契約者に、本貸付残高が存在する場合において、次の各号のいずれかの理由が生じると同時に本貸付の返済の期限が到来したものとします。この場合、当社は貸付金元利（1）特別清算開始、破産手続き開始、再生手続き開始、または更生手続き開始の申出（2）本貸付に係る保険契約の無効・失効、解除の場合の返戻金債権または満期保険金、貸付元金については、いつでも全額または一部を返済することができます。返済額が貸付金元利合計額を消滅させるに足りない場合には、返済額を返済時の元金に充当し、残額を返済金、生存給付金もしくは保険金等の支払事由が発生し貸付元金を差し引き精算します。
9. 保険契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合は、これに充当すべき減額したときは、その減額された部分の返戻金額を貸付元金の全部または一部返戻金に充当し、残額を返済金、生存給付金もしくは保険金等の支払事由が発生し貸付元金を差し引き精算します。
10. 貸付金元利合計額（保険料の振替貸付があるときはその元金金を加えた額）が、保料より、保険契約の効力は失われるものとします。
11. 保険金・給付金請求権、無効・失効の場合の返戻金、解除の場合の返戻金または満期金を受けることができます。
12. 上記1.に規定する契約者貸付申込書の有効期間は、保険期間が終了するまで（個人が任意に破棄することに保険契約者は異議のないものとします。）、この契約について納付すべき印紙税は借主が負担するものとします。
13. この契約を変更されたときは、この貸付申込および貸付金の残高は、変更後の保険契約に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約条項の規定
14. 保険契約者を変更されたときは、この貸付申込および貸付金の残高は、変更後の保険契約に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約条項の規定
15. この約定に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約条項の規定

貸付請求書 旧日本興亜生命専用帳票 [2025年11月改訂] 41 2枚目

請求書をご記入ください。

登録の住所や電話番号から変更がある場合のみご記入ください。

請求日 令和××年 9月 1日

〒123-4567 TEL 03-3333-5555

都道府県 市区郡

契約者ご本人が自署してください。

親権者・後見人がいる場合はご本人が自署してください。該当の続柄に○をしてください。

（白署）
親権者 後見人等
生命太郎
（契約者との続柄：〔親権者〕〔後見人〕）

収入印紙 200円

証券再発行を希望される場合は該当する箇所に○してください。

200円の収入印紙を貼付し、消印をしてください。

1. 契約者貸付を希望される場合は、2枚目の「契約者貸付請求書」もご記入ください。
2. 法人契約の場合は、契約者印を押印してください。
3. 同一契約については、必ずこの「契約者貸付請求書」を1枚提出してください。

法人契約の場合は押印ください。印鑑証明書をご提出いただく場合は、印鑑証明書と同一の印を押印してください。
※詳しくは裏面をご参照ください。

後見人が法人の場合は押印ください。印鑑証明書をご提出いただく場合は、印鑑証明書と同一の印を押印してください。

証券再発行を希望される場合は該当する箇所に○してください。

200円の収入印紙を貼付し、消印をしてください。

貸付を申込される証券番号をご記入ください。

契約者貸付に係る約定

1. 保険契約者は、契約者貸付申込書を提出することにより、当社の定める貸付金額を限度とし、その範囲内で反復して貸付金を請求することができます。
2. 貸付期間は1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のないものとさせていただきます。
3. 「利率」は貸付実行日における当社所定の利率とし、貸付日から起算して1年経過の利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の変更することがあります。この場合、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しによるものとします。
4. 貸付期間中における「貸増」については、それまでの貸付金元利合計額も含め新利率によるものとします。
5. 「貸付金の交付」は、保険契約者の指定する預金口座に振込みによって送金を行った日を貸付日とします。
6. 保険契約者に、本貸付残高が存在する場合において、次の各号のいずれかの理由が生じると同時に本貸付の返済の期限が到来したものとします。この場合、当社は貸付金元利（1）特別清算開始、破産手続き開始、再生手続き開始、または更生手続き開始の申出（2）本貸付に係る保険契約の無効・失効、解除の場合の返戻金債権または満期保険金、貸付元金については、いつでも全額または一部を返済することができます。返済額が貸付金元利合計額を消滅させるに足りない場合には、返済額を返済時の元金に充当し、残額を返済金、生存給付金もしくは保険金等の支払事由が発生し貸付元金を差し引き精算します。
9. 保険契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合は、これに充当すべき減額したときは、その減額された部分の返戻金額を貸付元金の全部または一部返戻金に充当し、残額を返済金、生存給付金もしくは保険金等の支払事由が発生し貸付元金を差し引き精算します。
10. 貸付金元利合計額（保険料の振替貸付があるときはその元金金を加えた額）が、保料より、保険契約の効力は失われるものとします。
11. 保険金・給付金請求権、無効・失効の場合の返戻金、解除の場合の返戻金または満期金を受けることができます。
12. 上記1.に規定する契約者貸付申込書の有効期間は、保険期間が終了するまで（個人が任意に破棄することに保険契約者は異議のないものとします。）、この契約について納付すべき印紙税は借主が負担するものとします。
13. この契約を変更されたときは、この貸付申込および貸付金の残高は、変更後の保険契約に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約条項の規定
14. 保険契約者を変更されたときは、この貸付申込および貸付金の残高は、変更後の保険契約に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約条項の規定
15. この約定に特段の定めのない事項については、普通保険約款および特約条項の規定

契約者貸付金の受取口座

口座名義人（カタカナでご記入ください）（ご契約者本人名義に限ります）

フリガナ 金融機関名

ゆうちょ銀行以外の金融機関口座

銀行コード

預金種目 1 普通 総合 2 当座 9 別段

ゆうちょ銀行（※） 通帳記号 1 0

※ゆうちょ通帳の「記号（6ケタ）・番号（最大8ケタ）」をご記入ください。振込口座（店番号（3ケタ）・口座番号（7ケタ）」は、ご使用いただけません。

（会社使用欄）

営業店受付 本社受付

支払承認印 担当者印 責任者印

802666-1000

4 貸付金の支払

契約者貸付金の支払	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として、完備した契約者貸付請求書類の本社到着日（14時まで）の翌営業日 ■支払方法は、銀行振込（ゆうちょ銀行含む）のみ ■郵便払出証書での支払いは取扱不可
貸付利息	<ul style="list-style-type: none"> ■年利3.25%（年複利、2015年9月現在）利息は日割計算 *利率については将来変更になる場合があります。 *旧日本興亜生命契約は、契約日によって異なります。 詳細は以下を参照してください。 取扱規定6. 契約者貸付・契約者貸付返済（SOMPOひまわり生命契約） 取扱規定7. 契約者貸付・契約者貸付返済（旧日本興亜生命契約）
利息繰入	<ul style="list-style-type: none"> ■利息繰入日は貸付日以後到来する年単位の契約応当日 *旧日本興亜生命契約は、貸付日以後到来する年単位の貸付応当日 既に契約者貸付の残高があり、追加貸付を実行する場合、それまでの経過利息を新たな貸付元本に繰り入れます。
貸付金の返済	<ul style="list-style-type: none"> ■いつでも返済可能です。 ■いくらからでも返済可能です。 ■保険金支払時、解約・内容変更時など支払発生時に精算します。 詳細は以下を参照してください。 ハンドブック12. 契約者貸付返済 取扱規定6. 契約者貸付・契約者貸付返済（SOMPOひまわり生命契約） 取扱規定7. 契約者貸付・契約者貸付返済（旧日本興亜生命契約）

5 手続き完了連絡

手続き完了後、本社から以下の書類が届きます。

	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約
送付時期	手続き完了後5営業日以内に本社から発送します。	
お客さま	<ul style="list-style-type: none"> ・お手続き完了のご案内 *返済用の郵便振替用紙を同封 ・契約者貸付制度のご案内（チラシ） ・保険証券 	<ul style="list-style-type: none"> ・お手続き完了のご案内 *返済用の郵便振替用紙を同封 ・契約者貸付制度のご案内（チラシ） ・保険証券